

安芸市地域猫活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野良猫（本市に生息する猫で、所有者がいないことが明らかであるものをいう。以下同じ。）を地域で管理し、野良猫の増加を防止することにより、地域住民の快適な生活環境の保全を図り、もって、人と動物の共生する社会の実現に資するため、地域猫活動を行う団体等に安芸市地域猫活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域猫活動」とは、地域住民の合意と協力の下に、地域にすみついた野良猫について、不妊去勢手術を施し、給餌場所及び排せつ場所の清掃管理を行う等、地域猫として適正に管理する活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市長が別に定める基準を満たすものとして登録を受けた地域猫活動を行う団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号。以下「規則」という。）第2条第2項5号に掲げる者に該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域猫活動を行う事業とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費で別表に掲げるものとする。

2 補助金額は、補助対象経費又は別表に定める補助限度額のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。ただし、申請1件当たりの補助金額は、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、安芸市地域猫活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 支出予算調書（様式第2号）

(2) 地域猫活動対象野良猫一覧（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、同一の補助対象者において1回限りとする。ただし、補助対象事業

の進捗状況により市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは安芸市地域猫活動支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、適当でないとして認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ安芸市地域猫活動支援補助金補助事業変更等承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 支出予算変更調書(様式第6号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認(否認)通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助金の交付決定の日の属する年度の末日までに、安芸市地域猫活動支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 支出内訳書(様式第8号)

(2) 地域猫活動実施済野良猫一覧(様式第9号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交

付すべき補助金額を確定し、安芸市地域猫活動支援補助金額確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第 12 条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して 30 日以内に、安芸市地域猫活動支援補助金交付請求書（様式第 11 号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 13 条 市長は、補助事業について必要があると認めるときは、1 回に限り補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、安芸市地域猫活動支援補助金概算払請求書（様式第 12 号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第 2 条第 2 項 5 号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不相当と認められたとき。

(5) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

（調査等）

第 16 条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事

業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。
(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

	区 分	補助対象経費	補助限度額
1	調査啓発活動及び譲渡・地域見守り活動	広報・啓発費、捕獲費、飼い主募集ビラ作成費、飼料費、給餌・トイレ施設整備 その他市長が必要と認める費用	3万円
2	不妊去勢手術	不妊手術費及び去勢手術費（耳カットの費用を含む。）	20万円

備考

- 1 この表において「耳カット」とは、不妊去勢手術済みであることが分かるように耳をカットする施術をいう。
- 2 不妊去勢手術は、耳カットを併せて行う場合に限り、補助の対象とする。
- 3 不妊去勢手術における1匹当たりの補助限度額は、不妊手術費にあっては1万2千円、去勢手術費にあっては8千円とする。